

第百五十三回国参議院国土交通委員会會議録第六号

平成十三年十一月二十九日(木曜日)
午前十時開会

委員の異動
十二月二十七日

筆坂 秀世君
補欠選任
富樫 練三君

出席者は左のとおり。

委員長
理事
北澤 俊美君
鈴木 政二君
山下 善彦君
脇 雅史君
藤井 俊男君
弘友 和夫君

委員

荒井 正吾君
泉 信也君
木村 仁君
北岡 秀二君
野上浩太郎君
野沢 太三君
松谷蒼一郎君
森下 博之君
吉田 博美君
池口 修次君
佐藤 雄平君
谷林 正昭君
藁科 満治君
統 訓弘君
大沢 辰美君
富樫 練三君
大江 康弘君
田名部匡省君

衆議院議員

国土交通委員長 赤松 正雄君
国土交通大臣 扇 千景君
内閣官房副長官 安倍 晋三君
内閣官房副長官 佐藤 静雄君
国土交通副大臣 泉 信也君
国土交通大臣政務官 木村 仁君
国土交通大臣事務官 杉谷 洸大君
常任委員会専門員 西村 正紀君
内閣官房内閣審議官 兼行政改革推進事務局局長 大石 久和君
国土交通省道路局長 三沢 真君
国土交通省住宅局長

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○国土の整備、交通政策の推進等に関する調査(今後の道路整備の在り方及び特殊法人等をめぐる諸問題に関する件)

○民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案衆議院提出

○委員長(北澤俊美君) ただいまから国土交通委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告をいたしま

す。
去る二十七日、筆坂秀世君が委員を辞任され、その補欠として富樫練三君が選任されました。

○委員長(北澤俊美君) 次に、政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りをいたします。

国土の整備、交通政策の推進等に関する調査のため、本日の委員会に内閣官房内閣審議官兼行政改革推進事務局局長西村正紀君、国土交通省道路局長大石久和君及び国土交通省住宅局長三沢真君を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと称する者あり〕

○委員長(北澤俊美君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(北澤俊美君) 国土の整備、交通政策の推進等に関する調査のうち、今後の道路整備の在り方及び特殊法人等をめぐる諸問題に関する件を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言をお願いします。

○谷林正昭君 おはようございます。民主党の谷林正昭でございます。

どうも朝一番の質問というのは、朝一番のゴルフのスタートのティーショットに立つたぐらい、何回やってもどきどきしますが、最近はどうも谷林はスライスしているんじゃないかというふうに言われますけれども、私は私でもう一生懸命やらせていただきますので、ひとつよろしくお願いをいたします。

まず、道路公団の問題について幾つか、何点かお聞かせをいただきたいと思っております。

二十七日の日に「先行七法人の改革の方向性について」というものが出てまいりました。それを受けて早速各県の反応が出てまいりまして、一部

マスコミの方でアンケートをとっております。その中で、総合して私の方で見させていただきましたところ、この改革、特に日本道路公団の問題について各県知事さんの理解が得られていないのではないかと、また県知事、各県の方からは地方切り捨て、こういうような反応がぱつと出た、そういうふうには判断をいたしました。

この地方切り捨て論、あるいは各県知事の理解を、あるいは県の自治体、こういうところの理解を今後どう得ていくのかということが大きな問題になってくるというふうに思います。国土交通省といたしまして、そこらあたりの考えをぜひお聞きしていきたいと思っております。

○副大臣(佐藤静雄君) 今、谷林先生がおっしゃったとおり、今それぞれ知事さんや何かは非常に心配しておりまして、私どものところにももう何組の方々が一日に要請に来ます。いろいろな事情も聞きに来ます。ですから、今おっしゃったとおり、新聞なんかの調査を見ても、それぞれの首長さんが自分たちの地域開発に重大な影響を与えたいということで非常に心配されておるわけでありまして。

きのう、全国町村長会議で何か小泉総理の万歳をしたと言っていましたけれども、市町村長さんや何かもみんな心配されてきておるわけです。なぜ万歳したのかなどは私には思いませんけれども、非常に心配されています。私も私もそういう地域の発展のためにできるだけのことをしていかなくちゃならぬと、そう思っているんです。

今見てみますと、それぞれの地域においてのプロジェクトは百十一カ所もありまして、約十万人の方々がそこで雇用されている実態があります。もしもこれが、全体として今工事に着手している区間は四兆五千億分ありまして、工事中のトンネルは百十三カ所、もう百八十四キロに及びます。

橋梁に至っては四百二十七カ所、百一キロにも及びます。それらの地域をしつかりと結びつけて、今までのことがむだにならないようにしなくちゃならぬなと私は思います。そのためにいろんな工夫をしていかなくちゃならないんだと思います。いろいろな工夫をしながら、地域の皆さんの意見を十分に聞いて、地域の発展の、未来に支障のないようにあらゆるものを工夫をしていかななくちゃならぬと、そう思っております。

○谷林正昭君 今、副大臣の方から、地方に物すごく気を使ったと言ったら失礼かも知れませんが、地方の発展をしつかりやるべきだという国土交通省としての考え方だというふうに受けとめさせていただきます。

まさに、今おっしゃったように、各県は高速道路網の整備ということを中心に置いて、町づくりや地方の発展、あるいは地方のよさをどんどんくり出して、こういうような方針を立てながらの行政が行われているというふうに思っておりますので、後ほどまた必ずばりばり聞いていかせていただきます。

きょうの新聞では、小泉総理の発言で、第三者機関の権限を強くしていきたい、こういうふうな記事も載っております。二日前の副大臣の答弁では、この第三者機関がいまだによく見えない、そういうような発言もございました。この第三者機関がまさに地方の生き直し、生き直しに、これを握るのかどうかというところまでこの後になっていくとしたら、私は国土交通省としてしっかりと政策の裏づけを持ちながら意見を言っていかなければならないというふうに思いますし、先ほども言いましたように、日本の国土の発展、地方の発展、まさに二十一世紀は地方の発展をどうやっていくかということが大きなポイントになってくる。そして、地方分権の時代にあつて地方が生き生きとやっていくためには、やっぱり高速道路のネットワークというものがしっかりと定着して私は成り立つものだというふうに思います。民主党の中には私と違った意見を言う人もたくさん

さんおられます。おりますけれども、私は地方から出てきて地方の気持ちをしっかりと言うのが国会議員の役割だというふうに自分は思っております。そういう意味で、第三者機関が今のところ見えないう中で結論だけが先走りしている、先歩きしている、そういうふうなところになったら私は大変だというふうに思いますので、ここで国土交通省の考えや意見、そして方針、そしてこれまで担ってきた役割というものをどういうふうにかかしていかのかというふうなこともいろいろと発言をしなければならぬというふうに思いますが、いつ、どこで、どのような形でそれをなし遂げられるのか、聞かせていただきたいというふうに思います。

○副大臣(佐藤雄雄君) 今、先生がおっしゃった第三者機関でありますけれども、特殊法人等改革推進本部・行政改革推進本部合同会議において、これからの道路四公団にかかわる新しい組織及びその採算性について内閣に置く第三者機関で決めていくと、そういうことが決定され、今後、どういう形で第三者機関を置くかということは検討されることになっております。

御承知のように、今新聞等それぞれいろんなことが出ておりますけれども、まだどういう形になるか決まっていらないような状態です。この役割が、どういう役割をしていくのかということも詳しいことはまだわかりませんけれども、国土交通省は、有料道路、道路の建設、すべて国土交通省がつかかっている問題でありますから、そして全体の道路のネットワーク、さらに地方道との関係、いろんなものを見ながらやっていく役割を国土交通省は与えられているわけでありまして、ですから、第三者機関での検討に当たっては、我々の国土交通省としての意見が十分に配慮していただけるように考え方を積極的に申し述べていきたいと、そう思っております。

○谷林正昭君 日本の国土の発展、地方の発展、そういうものを政策という裏づけがあつてこれまでに進めてきたことありますから、ここで大きな

政策転換によつて地方が切り捨てられる、こういうことのないような、そういう立場でぜひ国土交通省として意見を貫いていただきたいというふうに私はお願いするわけでございます。もつと端的にお聞かせいただきたいと思ひます。

先ほど副大臣の方からありましたように、今現実に九千三百四十二キロのうちの残り区間、工事にかかっているところがあります。この工事にかかっているところ、そこには働いている人もおいでになります。業者も随分かわつていっているというふうに思います。そういうところの今やつてい工事、これを民主党は今すぐ凍結するべきだ、こういう考え方をしました。私は本当にそれではないのかというふうな気持ちを持ちながら質問をさせていただきますけれども、大臣、今工事をやっていると、これをどうするか、ずばりお聞かせいただきたいと思ひます。

○国務大臣(岡田豊君) 民主党で決まっていることを、違うことをここで聞かれても、党内のことはどうぞ党内でおまとめいただきたいと思ひますので、民主党は凍結とおっしゃっていますけれども、私は木を見て森を見ずというふうなことであらうと思ひます。

私は女でございます、私は子供を二人産んでおります。十月で生まれると言われまして、やっぱり心の準備も体調も整え、精神的にも子供を産む準備をいたします。これが私は国幹審だと思ひます。九三三二という数字が出たのは十一年でございます。ですから、これを皆さんにお見せして、やっぱり十月で子供、十月といますけれども、私もはそういうつもりをお見せしたのが国幹審の決定でございます、これは八条機関でございますから、総理がトップになつて国会議員もお入りになつています、もうそれは御存じのとおりです。

それで着々と進んでおりますけれども、この九三三二を決めた時期と今の状況と違ふと。だつたら、例えば高速道路一つとつてみても、今は国の

事情が違ふのであるから、少しは地方も負担するような方法に何か知恵がないだろうかとか、今の知事さんのアンケートを佐藤副大臣から答えました。これにも私は大変本音と建前が出ていと思ひます。ただでつくつてくれるものは賛成、地方の負担はどうですかという反対と、こう書いてある。

これが、やっぱり国会の審議でもそうですけれども、私も、私も二十世紀の初頭に、私はいつも言つておりますが、そろそろ現実をわきまえて、建前だけではなくて本音の議論もさせていただきたい。ですから、民主党さんが、今図らずも先生が御指摘なさいますように、凍結ということをおっしゃいましたけれども、私は凍結は一言も言つておりません。総理も最初は凍結というお言葉をお使いになりましたので、私は総理に、凍結はできません。物を切つてそこで落ちるような、子供がけがをするようなそんな乱暴なことはできません。十月十日で生まれるものを途中で人工的にとめるなんというのはかえつて人権を、それと同じでございます、私は凍結ということも余りにも無謀であると。そこへ持つていくにもやっぱり順序が要ります。十月十日で生まれても、肉体的にも、あるいは事故で何かがいけないうというときにはきちんと手当てをして、手当てをした、処置した後は一週間入院するとか準備が要るわけでございます。

そういう意味で、民主党さんの中で凍結というのを決めになったというのは、それは民主党さんのお立場で私は関知するところではございませんけれども、我々国土交通省としては、工事の中をぶつた切つて、あしたからもうそこでストップよ。今、副大臣から報告しましたことをすべて、私は同じことを言ひませんけれども、今までの事業費というものの、あるいは全国で百一カ所というふうなもの、こういうものをどうするかということも検討しながら、国土交通省としては凍結ということは考えておりません。

○谷林正昭君 凍結は考えていないという国土交

通省の考えというふうな受けとめさせていたいただきました。二十七日のこの「方向性について」という文書にも凍結という言葉は入っております。国費投入はやめるということだけしか入っておりません。

そういうことを考えますと、地方の私にとりましては、工事は、やっているところは続くんだなというふうな思いです、続けていたいただきたいなというふうな気持ちになってまいります。

例えば、ここに資料をいただいておりますけれども、現時点で五万六千人の人たちがかわつて働いている今ちょうどそのときに、それから沿線には二十万人の人たちが高速道路の開通を期待している、あるいはもしそれを凍結することによって大きな損害をこうむる形にもなるというふうな資料もあります。

時間の都合で、もっとより具体的に聞かせていただきますが、私の富山県と岐阜県の県境を走るところに東海北陸自動車道というのが一宮から富山県の砺波というところまで工事をやつて、百八十五キロのうち残された区間が四十一キロになりました。そして、その四十一キロのうちの白川―五箇山間十五・二キロがもう間もなく十四年度に開通をいたします。残り二十五キロメートルが未定というふうにはなっておりますけれども、これまでの工事の進捗度合いを見ますと、平成十五年度から十六年度の間に開通、供用開始ができる、こういうような私は見通しもあるのではないかとこのように思います。

そういうときに、世界遺産という大きな財産を抱えた白川郷、五箇山、こういうところのアクセス、そしてそこにもっともつと世界からその貴重な世界の財産を見てもらおうというような準備も一方では着々と町づくりとあわせて進められていっている。そういうような状況のときに、この東海北陸自動車道について私は工事を凍結するなんということは愚の骨頂だというふうに思います。そういう意味で、今ほど大臣の方から凍結はないというふうな話を伺いましたけれども、国土交

通省として、この東海北陸自動車道の例をとったときに、もう一遍大臣の考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

○国務大臣(岡田豊彦) そういう現実的なことを、私は、冒頭に谷林先生が民主党は凍結と決めたとおっしゃったから、どうして党の中でそういう現状を御議論になって凍結というのを取り消すようにならなかつたのかなと。私、先生の今のお話を聞いていれば凍結しないでほしいということなので、ぜひ民主党の中でもそういう御意見を言っていたら、我々の考えていることに御協力いただければいいなというのがないと思ひますので、ぜひ党内でもそういう声をどんどん出していただけて、国土交通省はそうしたいと思ひておる。

なぜかといいますと、国幹審で決めたこと、国幹審は八条機関ですから、九三二を八条機関で決めて、今度の第三者機関は三条機関にするのか八条機関にするのか、私、総理からいただいておりますのでわからないといったことで、同じ八条機関が前にあるのに、同じような八条機関をつくつたて、これを押し出すわけにはいかないんです。八条機関廃止というものをどこかで決定しなければできないのですから。

私は、そういう意味では、現段階で何条機関にするのか、というあれにするのかというのは、少なくとも国土交通省に御相談いただいたり我々の意見も聞いてくださいというのを総理に申し上げておりますので、個々の細かいことにつきましては、どの線をとめる、どの線を実行するかというのではなくて、今工事中のとあえて条件づきで先生がお尋ねでございますので、私はこの東海北陸自動車道、名古屋と北陸を結ぶ線というものは、今は現状ではインターチェンジ等々も五箇山のインターチェンジと飛騨清見のインターチェンジ、この間の残る四十一キロメートルについて事業を進めているというのは先生がおっしゃるとおりでございます。これは決められて既に入っているわけですから。

ですから、先ほど私が申しましたように、この中でも白川インターチェンジから五箇山インターチェンジの十五キロにつきましては、少なくとも平成十四年度中の供用目標、これは変わっていないわけでございますので、これをどういうふうに今後進めていくか。そして、必要な用地というのはこれもすべて確保される。そして、工事につきましても全面的に展開しておりますので、また飛騨の清見インターチェンジから白川インターチェンジの間の二十五キロメートルにつきましても、これは必要な用地がすべて確保されております。

ですから、そういうところが、この用地の買収に本当に協力していただいた皆さん方というのは何だと、私はこういう気持ちになられるのは当たり前だと思ひますので、国土交通省としては、私が先ほど申しましたように、凍結をしないで、もしも一時時期がおくれるかもしれないというときにも危険のないように、そして皆さん方の御賛同が得られるような、地元の意見を聞きながら処置していくというのは当然のことでございます。できれば、私、国土交通省としては仕上げていきたいというのは当然の気持ちであるということをお理解いただきたいと思います。

○谷林正昭君 民主党の中で発言していませんが、じゃないかというふうにおっしゃいましたけれども、やっております。やっておりますが、いろいろあります、私は今、議員として言わせていただいておりますので、よろしく御願いいたします。

今、大臣の方からありました答弁、再確認をする意味で、道路局長、おいでになりますか。通告してありませんけれども、道路局長に、今、大臣の考えを踏襲して、この後事務局としてあるいは事務局として主張していくか、それをお聞かせいただきたいと思います。

○政府参考人(大石久和君) 大臣から国土交通省としては凍結は難しいのではないかと御考えがございました。当然、道路整備に責任を持つ道路局長でございます。地元にいる御協力いた

だきまして、全面的に展開いたしておりますものをあえてこれをとめるということになりますと、経済的損失やあるいは道路行政に対する不信の問題等々がございます。私どもはいたしましては予定されたとおり完成させていきたいと考えております。

○谷林正昭君 国土交通省としての決意、大臣の心構えみたいなのをしっかり聞かせていただきます。地方として期待させていたきたいというふうに思ひます。

次に、住宅金融公庫についてお尋ねをさせていただきます。

今、既に十三年度の実住宅金融公庫の申し込みが始まりまして、第一回から四回まで既に申し込みの人がおいでになります。これから申し込みとする人もおいでになります。こういう人たちにどう説明して、どう対応するのか、お聞かせいただきたいと思います。

○政府参考人(三沢真君) 住宅金融公庫の今年度の募集でございますが、先生おっしゃいましたとおり、第四回まで既に申し込みを受け付けております。

まず、既に申し込みをされた方につきましては、これについては従前と同様の融資を、審査をした上、資金交付を行っていくということでございますので、これらの方について条件等が変わるということはないと思ひます。この点をしっかりPRしていきたいと思ひております。

それから、今年度、全体で第六回までの募集を予定しております、あと二回分あるわけでございますが、今後、その二回に申し込みされる方につきましては従来と同様の融資を行っていくという予定に変更はございませんので、これについてもきちつと周知徹底をしていきたいというふうに考えております。

じゃ、十四年度以降についてわからないといつても、余りにも無責任過ぎるのではないか。一方では、廃止をするということがもう二十七日の内容で出て国民に知らされました。十四年度以降どうするんですか。

○政府参考人(三沢真君) 十四年度につきましては、既に来年度の概算要求の中で融資戸数あるいは融資率については一定の重点化を図るという方向での概算要求をしております。

具体的には、例えば戸数につきましては、今年度五十五万戸でございますが、来年度五十五万戸ということ。それから融資率について、ここ数年の景気対策によってやっぱり十割まで融資を受けられることが可能になっていくわけでございまして、これを見直しまして、年収八百万を超える方については五割、それから八百万円以下の方については八割に下げるといふような、いわば融資内容の重点化を図るといふことで要求をさせていただいております。

それから、さらにその後の要求につきましては、またその後の概算要求等の中で具体的に明らかにしていくこととなりますが、やはり今後の民間の住宅ローンの動向、特にその中で公庫で行っておりますような長期固定のローンの供給状況、そういったものを見ながら、やはり住宅取得予定者への影響にも配慮したそういう内容での概算要求をしていくということを今後検討していくことになろうと思っております。

○谷林正昭君 今の局長の答弁では、住宅持ち家政策は維持しながら予算を組んだと、そういうふうな受けとめさせていただいてもよろしいですね。

○政府参考人(三沢真君) やはり基本的な中低所得者の方々が住宅を取得したいというニーズにきちんとこたえていくということ、それから、その際あわせて持ち家の住宅の質の向上を図っていくという住宅政策の目的は、これはあくまで引き続き推進されるべきものだといふふうに考えております。

○谷林正昭君 それじゃ、この「段階的に縮小する。」という文言が、大臣、入っております。この段階的に縮小するといふ意味合いはどういう意味合いでしょうか、局長。

○政府参考人(三沢真君) 段階的に縮小するという趣旨の背景にございましては、住宅融資の分野については民間にできるものはできるだけ民間にゆだねていくという基本的な考え方が背景にあるわけでございまして。そういうことからいたしますと、段階的に縮小というのは、やはり民間の住宅ローン、先ほど申し上げましたように、特に長期固定のローンがこれから民間の方でどれだけ大量に、なおかつ非常に公平で選別なく融資されるかという、なおかつ状況を見ながら、それがどんどん伸びていくということであれば、それに応じてやはり縮小していくということだと理解しております。

○谷林正昭君 後ほどその議論をもう少ししてみたいと思いますが、よくマスコミにも出てきましたし、いろんな評論家の方、経済学者の方たちが言っております。最近よく出てまいります。この証券化という言葉が最近よく出てまいります。この証券化というのはどういうことなのか、私にはよくわかりません。本当にそういう証券化をすることによって効果がでてくるのか。あるいは今七十五兆円ある貸付金、この貸付金を全部証券化するべきだという意見とか、あるいは今それをやると市場にはそんなたくさんお金はないよと、買ってもらえないよという意見、さまざまございまして。そういう意味で、この証券化、住宅ローンの債権の証券化、二つに区切って、分けて教えてほしいんですが、今ある七十五兆円の証券化と、今後、廃止したときに民間が発行する住宅ローンの証券化、これを少しお聞かせいただきたいと思っております。本当に意義があるものかどうか。

○政府参考人(三沢真君) 一般に住宅ローンの証券化と言われているのは、住宅ローンの債権をユーザの方に貸し出すわけでございましてけれども、この債権を担保とした証券を発行して、こ

れを市場を通じて投資家に売却するというのをいわゆる証券化と、こう呼んでおられるわけでございまして。

それで、その場合に、既存とそれから新しい新規の住宅ローンと二つに分けて申し上げますと、既存のローンについてこれを証券化するということについては、これは住宅金融公庫、既に七十五兆余の住宅ローン債権を現在保有しているわけでございましてけれども、これについては、やはり既往の貸付者の方々に、自分の借りていた住宅ローンのほかにか売却されるということについてあらかじめの了解というものは得ていないわけでございます。

したがって、一つは債権管理上、証券化という手法を通じてにせよ売却することについて、これは非常に問題があるということが一点と、それから、まさに先生がおっしゃいましたとおり、日本のそういう住宅ローン債権の証券市場というのは非常にまだ規模が小さいわけでございまして。現在で約千五百億くらい規模しかないというふうな言われております。そういうところで、一挙に例えば七十五兆の住宅ローン債権を証券化して消化するということは、やっぱり流通市場の現状からすると極めて困難であるといふふうに考えております。したがって、既往の公庫の持っている住宅ローン債権の証券化というのは現実的ではないといふふうに考えております。

それに対して、これから民間が発行される住宅ローン債権を証券化することにつきましては、これはやはり証券化といふものを通じてまして住宅ローンを非常に長期のものを発行する場合には、やっぱり金利変動リスクがございまして、一般に言われていますのは、この金利変動リスクを市場を通じて投資家に転嫁する、あるいは分散するといふ形で金利変動リスクを回避あるいは緩和できるわけでございまして、そういう意味では証券化という手法自体は非常に意味のある、効果のあるものだといふふうに考えております。そういう観点から、今回の改革方針の中でも、

民間金融機関の長期固定金利の住宅ローンの供給を支援することから、新たに証券化支援業務に取り組むといふふうにされているところでございまして。

○谷林正昭君 これから民間で発行するものについては意義があるけれども、七十五兆円については難しいというふうな結論だといふふうに思いますが、五年以内に廃止するためには、じゃ、どういふことが必要かといふことになってきます。七十五兆円が証券化できないということになってくると、これまで借りた人の利子補給を毎年毎年やらなきゃならない、国費を投入し続けなければならぬといふ理屈になります。そういうことですね。

そういう意味でいきますと、国費をどんどん何千億円ずつ投入していくということになりますと、じゃ五年以内に廃止し、それまでには段階的に縮小していくという、その意味合いの矛盾といふものがでてくるような気がいたしますけれども、五年以内に廃止するためにはどういふことを講じる必要があるのか。いろんなことがあると思っておりますけれども、しっかりとしたものを聞かせていただきたいと思っております。廃止するために。

○副大臣(佐藤雄雄) 五年以内の廃止ということが決まったわけでありまして、先生御承知のように、今住宅ローンを借りている方というのは三十代から五十代の方々が非常に多いわけですね。年収も平均六百六十万の方と言われております。さらに、年収が八百万以下の方が全体で八〇%強であるといふことであります。

ですから、そういう中堅のサラリーマンの方々が安心して将来のマイホームの夢を実現できる、そのことが何といつても大事だと思います。いかにして将来の夢が、住宅を持つという夢がくじけないように、みんな若いときから準備をしているわけでありまして、それをどうするかというところがまず大事だと思います。そしてもう一つは、既に金融公庫から借りている方々、その方々が心配のないように必要な措置を講じなければなら

ぬ、そう思います。

今、局長から説明もありましたけれども、証券化につきましては、一般の方々、まだまだ日本の国においてなじみでない制度でありますから、それもまた、新しい法人をつくり、設立される法人にどのような適切に引き継いでやっていくのか、そのことも非常に国民の多くの皆さんに説明しながらやっていかなくちゃならぬとおもうわけであります。

ただ、融資業務の取り扱い等、皆さん心配しているわけでありまして、これは民間金融機関が円滑に業務を行っているかどうか、これは長期、固定、低利の融資を行うかどうかということですが、それを見ながら最終的な決定をしていかなくちやならぬ、そう思っております。

○委員長(北澤俊美君) 委員長から申し上げますが、ただいまは質問には全くお答えになっておらぬわけですから、的確な御答弁をお願いをいたしたいと思っております。

住宅局長 補足することがあれば。

○政府参考人(三沢真君) 五年以内に廃止するまではどのような措置を講じなければならぬかという御質問でございます。

今、副大臣から申し上げましたように、まず五年以内に廃止するということが立つた場合に、それまでの間にまず証券化の支援業務ということ具体的に開始いたしまして、できるだけ民間の長期固定のローンが伸びていくような条件づくりに努めていくということが一つございます。

それから、既往のものにつきましては、これはやはり新法人設立の際にきちっとそこに引き継がれるような、そういう措置を講じていくということが大事だというふうに考えております。

以上を通じまして、いずれにいたしましても円滑な形で、廃止の時点で国民の皆様方が円滑に住宅ローンを使うことができるような環境整備をこの五年の間にきちっとしていくというふうに考えております。

○谷林正昭君 問題はそこなんです。

この文章にも、「融資業務については、民間金融機関が円滑に業務を行っているかどうかを勘案して、法人設立の際、最終決定する。」と、こういう文章になっております。問題はその「円滑」の意味なんです。二日前に大臣がお手紙で紹介されたああいう話は、円滑化にはなっていない一つの大きな例だというふうに、これからなつた場合はあります。そういうことを考えまして、この円滑化ということが非常に大きなポイントをお占めてくる文章のこの一言、「円滑」というこの一言、これからの重要なポイントになってくるというふうに思います。

時間がございませんで、大臣にお聞かせいたしたいと思っておりますが、二点お願いします。

中低所得者や単身女性、二日前に議論をいたしました障害者等のいわゆる住宅弱者、こういう方々へのこれまで住宅金融公庫という一つのセーフティーネットがあったわけですが、五年後に廃止をするということになりますと、そういうセーフティーネットが外されてしまうのではないかと心配がございします。こういう方々に対するセーフティーネットをどう確立していくのかお聞かせいたしたいということ。

もう一点、八田達夫先生が座長になって住宅政策を含めて取りまとめをしておいでになります。この中間といいますが、座長見解を読ませていただきますと、八田先生も、やっぱりこれまでの持ち家政策は間違っていないのではないかと、そしてこれから持ち家政策を続けるべきだ、そういう観点に立っている議論をするべきだと、こういうふうにおっしゃっておいでになります。

この八田座長が中心になっていく会議ですが、これをこの後どうするのか。私は、これは国土交通省として重要なウエートを占める非常に大事な機関だということに思っておりますので、この二点についてお聞かせいたしたいと思っております。

○国務大臣(扇千景君) 今の後の方からまずお答えさせていただきます。

今後の公庫の改革、それから住宅金融のあり方について、八田先生を座長として十四名それぞれ選出してあります。そして、このお集まりいただいている皆さんの中には、消費者もいらつしやいますし、私が一昨日手紙を読みましたという人たちの代表として主婦連の皆さんとか、それから特に銀行、証券界、それから関係行政機関も金融庁、法務省、財務省の三省から職員も出向しまして、ここで今、先生がおっしゃった、いかに今後このセーフティーネットというものをつくっていくのか。

実際に、私は一昨日も、山下先生ですが、森下先生のとこにお答えしましたけれども、受け皿が何なんだと、これにかわるものがあるかどうかと、それが五年間というところに初めて出てくるわけですが、私は、五年という期限を切られておられますので、この八田座長のメンバーと、そしてあらゆる層の皆さん方がお入りになって、消費者、銀行、証券関係、そして関係省庁と、大変大きな懇談会をございまして、この懇談会の結果、今、先生が一部御披露されましたけれども、ここでお出しになることが、あらゆる階層の、今までできてきた金融ローンというものの戦後果たしてきた役割というものの代替があるや否や、また受け皿として本当に国民に不安を与えないように。

そして、この間も、一昨日も私税制面ということを書いたけれども、税金を納めていない弱者、そういう人が、それじゃ私たち税金を納めていない者は税の負担を軽くできないんだから出ていくのかと、これもいけませんので、これも金融関係の皆さん方も、そしてここに入っているメンバーの中には御存じのとおり金融庁もすべて入っておりますので、これも私は検討して、五年という期限を切られている中で、今中間答申をお読みいただいたように、私に届きました。これを結論として、十一月二十日に中間取りまとめが出てまいりましたので、私はここで国民の皆さんに安心して、ああ、こういう方向になるのならまだ

いいなと。しかも、五年間は同じような手法で、申し込みの数こそ減れ、あるいは目標の建築の戸数こそ減れ、五万戸来年減りますけれども、五十万戸はあるわけでございます。

そういう意味では、まだ可能性あるんだと、この発信を国土交通省としても責任を持っていかなければ、先ほどの公共工事の道路と同じで、ぶつた切つてどうするんだと、そんなことは私どもはできないということを私は冒頭に総理にも申し上げましたので、私は、この八田先生の懇談会できちんと答えを出していただいて、あらゆる層が入っていますので、その結論を急いでいた

だいたいと思っております。

それからもう一点、金融機関がなかなか融資してくれないという弱者の声というのを一昨日御披露させていただきましたけれども、本当に私はそういう声と電話と、現実をよく知っております。

そして、私がこの間申し上げましたように、この間予算委員会で小泉総理が城南信用金庫というのがあるじゃないかという例を挙げられましたけれども、そこは限定で、例えば一つのマンションを建てまして、このマンションを買う人はうちで融資しますよと、決めた者にしか貸さなかつたり、それから私が言いましたように、実際に行ってみるとなかなか借りられなくてやっぱり住宅ローンしなかつた、こういう方々のためには何としても長期、固定、低利というものを、かわり得るものを探そうということで、私はこれは総理にも申し上げましたけれども、財務省、政府金融機関も一つも改革に手をつけていないけれども、これも一緒に、私たちは一緒に考えてくださいよ、国土交通省だけではなくて、これを解決するために全省庁を挙げて、どこでどうセーフティーネットを組めるのかということも私は考えていたと思います。

ですから、今、先生がおっしゃいましたように、本当に一般の金融機関では借りられない、また貸してもらえない、またこれから結婚して、し

かも団塊の世代が、ちょうど三十代で家を買おうという世代になっておりますので、私は何として夢をつぶさない、その責任は国土交通省としてとりたいと思っております。

総理の御下命の第三者機関というものは私はどの程度できるかわかりませんが、最後まで声を大にして私は申し上げていきたいと思っております、国民の皆さんにはまず不安を与えないということが条件ですということも総理に申し上げております。

○谷林正昭君 済みません、時間が来ておりますので。

今、大臣が第三者機関という言葉をお使いになりましたけれども、金融公庫に関して第三者機関をつくるんですか。

○国務大臣(副大臣) いやいや、ごめんなさい。

○谷林正昭君 終わります。

○富樫三三君 日本共産党の富樫三三でございます。

今も議論されております住宅金融公庫の五年以内廃止という問題について伺いたいと思っております。これは、どうも物事を考える順序が逆だというふうには私は思っているんですけれども、最初に廃止ありき、廃止するということを前提にしてこれからどうするかというのをいろいろ考えよう、考えた結果として廃止するのではない、廃止が先にあると、こういうふうに通転していると思うんですけれども。

私は、住宅金融公庫が一九五〇年、昭和二十五年に設立されてから今までに千八百六十万戸の住宅建設に融資をしてきた。そして、現在でも五百四十七万世帯が公庫の住宅ローンを利用して、融資残高が約七十六兆円ということになっております。こういう意味では、国民の最も基本的な福祉である住居、この保障に大変大きな役割を果たしている、この点を重視したいと思うんです。同時に、この公庫の中には、例えば官僚の天下りなどの改善すべき問題もこれは含まれているというふうに思います。しかしながら、だからといって公

庫の重要な役割まで否定して廃止するというのは私はもつてのほかだ、こういうふうに思います。そこで伺いますけれども、十二年度末で公庫の融資残高が先ほどの五百四十七万戸、七十五兆九千億円で、それから約七十六兆円と、今後五年間でローンを返済する方、あるいは融資が縮小されたといつても新たに融資を受ける人も当然この間にはいるわけですから、大まかに見て、五年たつても恐らくこの残高や件数はそんなに大きな変化はないだろうというふうに思います、長期のローンですから。

五年後に公庫が廃止された場合、ローンの貸し主は現在住宅金融公庫ですね。住宅金融公庫がなくなります。ですから、借りているローンを今利用している方々は今までは住宅金融公庫に返済をしていて、毎月五万円なり十万円なり。今度はその相手方がなくなってしまう。この業務はだれがやるんですか。

○政府参考人(三沢真君) 公庫を五年以内に廃止した場合に、廃止後にいわゆる法人を設立するということになっております。その法人は証券化支援業務を行うというようにされておりますが、公庫を廃止された場合でも、まずその既存の債権の管理についてはきちっとした公的機関に引き継ぐことが必要でございますので、当然その新しい法人に引き継がれるべきものというふうに考えております。

○富樫三三君 そうすると、公庫は特殊法人で廃止しよう、また新たに一つ法人をつくると、公的な、ということのようですね。それで、問題は、そういうふうな公的な法人に、新しくつくった法人に受け継がれる、今までのローンが、というふうになった場合に、多くの国民が心配しているのは現在の返済の条件、金利であるとかあるいは最終的な返済の年限の問題ではない、条件が悪くなることは一切現在と変化しない点については断言できるのかどうか、そしてその法的な根拠はどこにあるのか、これを明らかにしていただきたいんです。

○政府参考人(三沢真君) 新しい法人に引き継がれた場合でも貸し付け条件の変更ということは予定しておりません。法的な根拠はと申し上げていますが、これは要するに契約者との間で既に約定で契約していることとございまして、この契約をきちんと履行していくということでございます。

○富樫三三君 現在契約しているのは金融公庫と契約しているんです、ローン利用者は。それで、相手方が変わるんです。そうすると、法律に基づいて新たな契約をきちっと結ぶ、こういうことをしなければこれは有効にはならないだろうと、引き継ぎましたよ、こういうことだけでは、借り主の方は変わっていないんだけれども、相手方が変わるわけですから。

これは、そういう法律上の手続をきちんとやると。あわせて、そういう法的な根拠を、新たに法律をつくるんだと、こういうふうに理解してよろしいですね。

○政府参考人(三沢真君) 新しい法人に引き継ぐ場合に、契約そのものをどういうふうに関し継ぐかというのはいくつかの検討課題でございます。いろいろの方法があるかと思っております。もう一回すべて契約し直すというやり方もあるいは一つかと思っております、いわゆる民法に基づく債権の譲渡という形もあるかと思っております。これについては、民法で債務者の承諾ないしは債務者へ通知というのを要件としてやるということになっておりますので、そのやり方についてはこれから検討課題であるというふうに考えております。

○富樫三三君 これからの検討課題だというわけでありまして、廃止が先にあつて後からその方法については検討すると、こういうことの方ですね。そこで、現在公庫が持つております債権、全体でいえば約七十六兆円、五百四十七万戸あるわけですね。この債権を一部今度は証券化する、その債権を担保にして証券を発行するということで、

昨年度と今年度で既に約二千億円で、これは売り出してあります。国土交通省からの資料によると、既に今年度だけでも五百億円で三回売り出して、ゴールドマン・サックス証券であるとか、ここは三回とも買い取っているんです。第三回目については五百億円で全額ゴールドマン・サックス証券が買い取っている。昨年度の五百億円で合わせて二千億円についてはもう市場に回っている、こういう状況ですね。

それで、国土交通省のホームページを見ると、これをさらに拡大をして、平成十三年から十七年度まで毎年それを拡大して、平成十七年度は単年度で一兆円の発行規模にして、累積で三兆円の証券の市場を形成しよう、というふうに出ています。

そうすると、国民の皆さんが住宅をつくる上で借りたその債権が、それを担保にして今度市場に回っていく。少なくとも三兆円については平成十七年度にはそういう証券が回る。

そうすると、これは買い取るのは証券会社ですけれども、さらにそこから民間の金融機関にその証券というのはいくらもどんどん流れていきますね、売り出していくから。どこに行っているかは細かくはわからないかもしれませんが。

そうすると、問題は、その証券を買った人は、債権は住宅金融公庫にあるかあるいは新しい法人にあるとしても、証券を買った人は請求する権利が生まれますよね、その証券をもとにして。今の経済情勢で、例えばリストラや何かどんどん起る、失業者が出る、ローンをなかなか払えない、困難になるというふうになると、これは不良債権になりますよね、貸し手から見れば。

そうすると、借り手に対して、借り手であるローンの利用者、国民に対して、大至急それは不良債権なんだから早く払いなさいと、今政府が先頭になって不良債権の処理をどんどんやっているわけですから。こういうふうになつてきたときに、国民は一体どういうことになるのかと。ここ

を心配している人もたくさんいるわけなんです。ここに對する歯どめや、大丈夫なんだというところは、どういふふうになつてゐるんですか。

○政府参考人(三沢真君) まず、住宅ローン債権の証券化でございますが、まず最初に申し上げたいといけません、これは既存の、先ほども申し上げました七十五兆の既往の債権を証券化するというものではなくて、これから貸し出す場合に、貸し付けを受ける方の承諾を得た上でやつていくということでございます。ですから、あくまでもまず新規のローンについての問題であるということでございます。

それで、そのやり方でございますが、これは要するに、公庫が貸し出した住宅ローン債権を一回、一たん信託にいたしまして、その信託を、財産を担保にして公庫みずから証券を発行するというところでございます。したがって、住宅ローンそのものはあくまで公庫と契約者との間で約定したという形で残っている。貸し付けを受けられた方はいわゆる投資家にお金を払うわけじゃなくて、公庫にきちっと返済を続けていただく。

したがって、当然、いわゆる返済困難者に対するいろいろな対策についても、公庫の方でちゃんとそういう方々に対して対応できるという体制を確保しているということでございます。

○富樫三三三 ということは、公庫が廃止された後は、新しく公的なそういう法人がつけられて、そこが引き継ぐと。先ほどの話ではそうですね。ということになると、現在ある公庫とどこが違ふんですか。

○政府参考人(三沢真君) 現在の公庫と違ふ点は、大きく言つて二つございます。

まず一つは、現在の公庫は民間住宅ローンの証券化支援業務というのを行つておりません。これについては、証券化支援業務というのを開始して、その法人がきちつと行つていくということが一点でございます。

それからもう一つ、融資業務について、今回、

廃止の時点で民間の住宅ローンが円滑に供給されているかどうか、その状況を見て最終判断するということになっておりますので、そこについては、当然なくなるということでもないし、しかし当然継続するということでもない。そこで一回判断するということになっておりまして、それが非常に大きい点でございます。

○富樫三三三 私、基本的にやつてゐることはそんなに変わらない。今の公庫でもやればできること、ということですね、仕組みさえ変えれば。ということなんだけれども、変わるのとはどこかというところ、公庫が融資する全体の融資枠を縮小すると。これはここにも書いてありますけれども、ね、ホームページにも出ていますけれども、全体の融資枠を縮小すると。もう一つは、民間のローンを証券化して市場に出回るようにそれを支援をする。この二つをやるということ、そこだけが違ふということ、あとは基本的には今までの金融公庫と大して変わらないことだと思ふんです。

それで、先ほど聞いたのは、ローンが払えなくなった場合には大丈夫なんだねということも、これは新しくつくつたその公的な法人、引き継ぐところの法人、これも、今の三兆円の枠の市場に出回つてゐるものと今度新しくローンを組んだ部分を証券化して販売するということの同じようにするわけですから、そういう意味では、この点でも現在の金融公庫と基本的には違わないというふうに思ふんです。

問題なのは、そういう同じようなものをまたつくつてやるんだけれども、新しい法人は今度は全体として融資の枠を縮小する。そうなんだ場合に、今は十三年度から五年間の第八期の五カ年計画ですが、住宅建設の五カ年計画。それで、全体としては六百四十万戸の住宅をつくらうと。そのうちの二百十八万戸くらいですか、これは金融公庫で建てようではないかと、こうなつてゐると。この部分をぐつと縮小するということになると、これは国民としては非常に困つた状況が生

まれてくると。

事実上、五年後に廃止するということは、年次計画で住宅建設を進めてきた住宅政策を極端に縮小すると、こういうことになりませんか。

○政府参考人(三沢真君) まず、住宅政策の目的の変更ではないかという点については、住宅政策の目的として、やはり中低所得者の方々を中心とした持ち家取得へきちつと支援をしていく、それからあわせて、その場合に住宅の質の誘導を図つていく、こういう住宅政策の目的に変更があるという考え方はございません。

ただ、そのやり方として、今の公庫融資について、より民間にゆだねるべきものがないかどうか、そのことを検証しながら、手法として、例えば新しい民間住宅ローンの証券化支援というようなことも行いながら、その状況を見て公庫融資の取り扱いを今後考えていくことかと思ひますので、決して持ち家政策なりその目的が変更したということではないと理解しております。

○富樫三三三 そうすると、二百十八万戸、住宅金融公庫で五年間で二百十八万戸ですか、これを建設しようという計画は変えないと。公庫の方で縮小した分については民間が肩がわりするから、全体としての戸数は変わらないんだと、こういうことをおっしゃつてゐるようですね。

ただ、国土交通省がホームページで出している中身を見ますと、そういうのは民間ではできないんだと書いてあるんですよ。

何でできないかという点、例えば長期固定、公庫の場合は三十五年間固定した長期の融資ができる、金利をね。ところが、民間の場合は変動金利が中心で、固定する場合でも三年から五年が主流なんだと。だから、民間では無理ですよ。低利という点でも、公庫の場合は五・五%が上限だけれども、変動金利の場合は過去には八・五%まで上昇したこともある。民間では無理ですよ。

それから、安定供給という点でも、経済情勢にかかわりのない安定供給が公庫ではできると、こ

に書いてありますよ。これに対して、金融変動に応じて貸付量が調整されると。だから、景気が悪くなつてくればどんどん貸し付けの総額を縮小するから、これは借りる人も少なくなるんだけれども、縮小するからこれは確保できませんよと。

それから、融資の選別が行われると。公庫は選別はしていないけれども、客観的な審査をするんだけれども、民間だと職業や勤務先等により選別がされると。だから民間では融資はできないと。こういうことの結果として、住宅金融公庫は広く国民の皆さんから、中低所得者から利用されているんだと言つてゐるわけですよ。

この部分を今度は証券化することによつてカバーしようということを考えてゐるらしいですね、国土交通省では。だけれども、証券化することによつてカバーできるはずがないと思ふんです。何でかという点、これは金利が高くなければ証券としては売れないですよ。商品としては売れないんですよ。買う人がいないですよ。ところが、民間の方が金利を高くするでしょう。高くしたら借りる人が困るから、どんどん借りる人は減つていきますよ。ですから、二百十八万戸を民間でカバーするというのは、これはそもそもどういふ無理な話なんですよ。

だから、こういうことをやつていたんじや住宅建設の年次計画を事実上国土交通省は放棄する、こういうことになつてゐるんじゃないですか。大臣、どうですか。

○国務大臣(扇千景君) そもそもなぜ民間化が必要であるかという、また原点に一回りして今の御説明では戻つてしまふことなんですよ。

一昨日も私、申し上げましたように、きょうも先ほどから続いておられますように、なぜここが問題かといふと、今まで住宅金融公庫が高金利のときにお貸しして、しかも三十五年、けれども今低金利になった、その高金利と低金利の間の格差を国民の税金によつて賄つてゐる、これがいい

そもそも国から二重の何か税金を利用しているような感覚だから、もつと民間に窓口を広げて、そして国民の税金をもつと有効に使い、そして民間業者に活力を持っていたらいい、みんなも自分たちでもできるという、これは銀行をもうけさせるだけじゃないですよ。ある一部では、金融公庫じゃなくて金融機関、これに回してもらったら金融機関の収入が一三%上がるなんて計算している人もいますけれども、そうではなくて、私は銀行どうこうというのはなくて、今言った高金利のときに、これは言っていますと財投の話になるものですか、時間が長くなるので、私、富樫先生に申しわけないと思つて簡単にしているんです。

こういうことで、やっぱり時代の変化とともに、高金利のときに借りたけれども、今低金利になっている。だれしも借りたものが高金利のときより低金利になったら切りかえて返したいと思うのは当たり前の話です。

ですけれども、日本全体の財政事情から見ても、少なくとも今の日本の投資機構というものはどういう傾向にあるか。先生も御存じのとおり、国民は預貯金というものにほとんど日本は行っているわけです。これは、預貯金は日本は五四・一%持っている。アメリカは預貯金というのは一〇%しかないんです。けれども、株式というのは日本人は八・一%しか民間は持っていないせんけれども、アメリカの場合は民間が株式を三九%持っているんですね。ですから、今、先生がおっしゃった証券化ということも、どうなるかというのはこれは時間が必要でありまして、アメリカも証券化というものを七〇年から始めたんです。そして、七五年から始めて二十年かかって、今、四五%になっているんですね。

ですから、証券というものの、金融機関全体の日本人の考え方というものを、証券化に自分たちも参加するんだ、そういうことに全体のお金を有効に回していこう、そして民間の知恵もノウハウもここに入れて、国がすべて取り仕切つて、いつてもいいですよ、甘い汁ばかりですよなと言つて

いても、結局は国民の税金を使っていることになるんですから、全体の機構を変えていこうという原点をぜひ御理解をいただいて、今回の改革の原点だというふうに御理解いただきたいと思ひます。

○富樫三三 済みません、時間がもうなくなつてきたんですけれども、私が聞いたことに大臣は残念ながら全然答えていないんですよ。

私が聞いたのは、民間にゆだねる、今まで公的にやってきた部分を民間がつくるんだというふうな局長が答えているから、それは実際としては無理なんじゃないのと、こういう話をしているんですよ。これに対して、民間はできるんだというのであれば、民間ができるというあかしをちゃんと出してもらえばいいんです。私は、金利の問題一つとつても、恐らくそれは証券化が幾ら進んでも、これは民間がカバーするというのは無理だよね、こういうふうに言っているわけなんです。

そこで最後に、もう時間がないですから、ここだけ確認の質問をしておきたいんですけれども、今、大臣からわざわざ金利の問題、高金利のときの金利差の問題、これがありました。

例えば、平成十三年で言えば、その金利差を埋めるために四千四百億円、国の一般会計から穴埋めをしているわけですよ。それをもらつてきているのは、住宅金融公庫が一般会計から持つてきて、それで財投の方に穴埋めをしているわけですよ。その住宅金融公庫が今度はなくなるわけですよ。しかし、じゃ穴埋めをしなくてもよくなるかという、財投の方の金利の負担分というのはこれは後年度までしばらく続くんですよ。その仕事をだれがやるかという、恐らく一番最初に答えた、今度新しくつくられる法人がまたやらなくちゃいけないですよ、全部引き継ぐんだから、ということになるでしょう。そうすると、今住宅金融公庫がやっている仕事をまた同じように国の一般会計から四千億円もらつてきて財投に穴埋めをする、これはなくなるまでこれを続けなくちゃ

いけない。

だから、今度の改革で四千億円税金を入れているのは不当だからそれをやめちゃおうと、そんなことは実際の問題としてできないんですよ。だから、金融公庫を仮に廃止したつて、同じようなものをつくつて同じような作業を継続してやっていかなければならぬ、これは財投の方が今度はもたなくなるわけですよ。その穴をだれが埋めるかという、埋めてくれる人はいないわけですから、これはやらなくちゃいけないんです。しょうがないんです。今まで過去に穴をあけちゃったんだから、こういう制度として進めてきたんだから、これはもうしょうがないでしょうと、この点は一つ確認をしておきたい。

それから、もう一点確認をしておきたいのは、今、平成十二年度で大体七十四兆円ぐらい財投からの残高がありますよね。住宅金融公庫がこれはやらなくちゃいけない仕事なんだけれども、住宅ローンを借りている人みんなからお金を払つてもらつて、それでそこに返していかななくちゃいけない、長期間にわたつてですよ。住宅金融公庫がなくなつたらだれがやるか、その仕事を。それは先ほど局長が答えた、新しい法人をつくつたところが同じような作業をまたやらざるを得ないんですよ、それは七十六兆円の残高を全部引き継ぐわけですから。そうすると、全く今までの住宅金融公庫と同じものをつくらなくちゃいかぬ、違うところはさっきの二点だけ、こういうことになるわけなんです。

ですから、住宅金融公庫を廃止するのが先にあって、後からどうするかという、同じようなものをまたつくる、こういうことにならざるを得ないんです。これは仕組み上そういうふうになっているわけですから、大臣が幾らか何だかんだ言つたつて、これはそういうふうにならざるを得ないというの、先ほどの局長の、新しい法人をつくる、この一言でもう結論が出ているようなものだと思います。私は、そういう点で言えば……

○委員長(北澤俊美君) 富樫三三君に申し上げますが、約束の時間が過ぎておりますので、簡潔にお願いいたします。

○富樫三三 例えば五年間で二百十八万戸つくるという、こういう計画を事実上放棄するようなこと、これはやっぱりやるべきだと。きちんと国民に住宅を保障する、こういう体制を引き続いて続けるべきだということを指摘して、私、質問を終わります。

○大江康弘君 済みません、せっかく住宅で燃えている話を道路にまた話を戻したいと思ひます。

きょうは道路局長にちよつと絞つてお聞きをしたいと思ひますが、きょうは昼から地元の方と陳情に行かないけれども、余り言い過ぎてもいいけませんし、でも私は国会に來させていたでいいよかつたなど。県会当時に局長のところに陳情に行つたら入口で出迎えてくれただけでして、国会で行つたら今度は中へ入れてくれました。しかし、なかなかまだソファーに座れとは言つていただけませんので、早くソファーに座つて陳情を言えというふうに言つてもらわなかつたかと思ひます。

いろいろ段々のお話がありまして、私も少し時間の関係で消化不良の部分で道路の中であります、ちよつとお聞きをしたいと思ひます。

先日、私は地元が和歌山の白浜町なものですから、また皆さん温泉にでも入りに来ていただいたらいと思ひますけれども、ここで実は高速道路を今進めていただいております中で、ある地区が圃場整備の計画があつた、その圃場整備をどうするか、あるいはそれが高速道路のたまたま法線になつた。この法線も、地元にはこれはもう来ていたのだのはありがたいんです、基本的にはつけていたのだのはありがたい。だけれども、法線の引き方自体が、私はかつて質問申し上げましたが、PIの問題もありますけれども、なかなか地元につくつてどうという法線で来るかということも、地方には言うんでしうけれども、県から国を通じて、公団から通じて言うんでしうけれども、

しかし、圃場整備にするか道路をとるか。これはもう将来の地域の発展のために高速道路に協力しようということでは圃場整備をやめた。この圃場整備をたんやめたならなかなか農林省も認めていただけぬわけですが、今もう予算も少ないし。それで、圃場整備というのは自分の土地がとられて、区画整理をしてやることでありますから、そこまでしてでも道路をつくらうということでは決断をして、そして最終的に国の方に答えを出した。

〔委員長退席、理事藤井俊男君着席〕

しかし、こゝへ来て、こういう状況の中で、先日、県の方からも土地は買えない、用地は買えない、道路ができないということを言われたというので、実は区長初め皆さんが来られたわけですが、私はまだその最終的な結論が出ておらないからもう少し時間をくださいということをお願いした。

一日、先輩の自民党の森下先生が本四架橋のことを聞いておられました。私は、まさにそのとおりで、なせもつと大きな目で国民も含めて道路というのを見てくれないのか。つくって五年や十年でおまえだめや、これ人間で例えれば五歳、十歳でおまえはあかと言われたら、これ、ぐれまずよ。これは不良になる。だから、今つくっておる道路で採算がとれぬからという、そういう一つの、どんな試算かわかりませんが、おまえのところつくるのやめやと言ったら、これ、地方がすねますよ。地方がぐれていく。

〔理事藤井俊男君退席、委員長着席〕

そうなつたら、国がこれからいろんなことで、お互いの今まで築いてきた信頼関係というものが、どこにまたつくり直していく、また時間をかけてやらなきゃいけないという中で、私はまず第一に何を聞きをしたのかといふと、こういうことになってきて、この第三者機関というものの、先ほどもお話がありました、どうもまだわからないということであり、どこまでできないか、どこの状況の中でもできない、どこまでできないか、どこができないかという、そういうこともあ

りますが、例えばできない地域ができたときに、しかしそれでも地域がつくってほしいんだといったときに、どうするんだということになったときに、局長、直轄という言葉があるんですが、この直轄事業というものは、これはあくまでも税金を投入していく事業でありますし、まず最初に、有料道路というお金をもらってつくる道路というのは、これ今、法律で公団しかできないわけなんです。そのところはどうかですか。

○政府参考人(大石久和君) 有料道路の整備主体は各種のものがございまして。道路公団が整備いたします高速自動車国道は有料道路の典型でございますが、それ以外にも一般有料道路、この付近ですと第三京浜でありますとか京葉道路とか、そういうものがございまして、それ以外に地方道路公団が整備するものもございまして。道路法の世界ではこれ以外にも都道府県が整備する有料道路もございまして、これ以外に車両運送法で整備するような有料道路もございまして、これは道路法の体系ではございせん。道路法の体系の中では、今申し上げましたように、高速自動車国道、一般有料道路、これは道路公団及び地方道路公団、都道府県が整備する、このようなものがございまして。

○大江康弘君 そうしたら、国が例えば直轄事業でやっていくということになってきたときに、これは一〇〇%なかなか国はできない。そうすると地方でこれ負担ももらなければいけない、そういうことになったら、これはまた新たな法律というのには要るわけですか。

ちよつと質問わかりにくいですが、そのお顔だとちよつとわかりにくい。私の説明の仕方がいかぬのですけれども。

○国務大臣(藤田景君) 当たり前のことです。

○大江康弘君 今、大臣、当たり前のことだと言いましたけれども、これは少し私勉強不足であります。

結局、今全体で一万一千五百二十キロあると。そのうちの九三四二がいろいろと問題になってお

ると。そういう中で、局長があるところで、この九三四二は公団でやつてもらうけれども、残りの、一万一千五百二十キロですか、その差の二千何百キロというのは、これはもう直轄でやらなければ仕方がないというのをかつて言われたことがあると。

そこで、去年、そういう直轄事業に際しての法律をつくる動きがあったけれども、それがどういう経過か断念になったという、こんなことを承ったんですけれども、こんな経過ありましたか。

○政府参考人(大石久和君) 昨年、私も今、先生から御指摘がございましたような検討をした経緯がございまして。

九千三百四十二キロは、我々といましては適当な国費投入と五十年の償還期間を導入することによって道路公団ですべて整備することができるといふ試算を平成十一年十二月二十四日の国幹審で示したところでございまして、それは現在、経済変動いろいろございまして、現在も我々はその考え方でやれるというふうに思っております。

しかしながら、一万一千五百二十キロが法定の予定路線としてあるわけでございまして、これを、九三四二を超えて整備しようということになりますとなかなか道路公団の実力だけでは難しいというようなことが予想されたものでございまして、昨年、この九千三百四十二キロを超える部分について直轄等の事業手法を考えて整備するようなことを研究したことがございまして。

○大江康弘君 そのときに、私は局長は大変先見があるな。こういう方が退職されてどこかに、問題になっている天下りになつても十分そこで能力を発揮してやれるんじゃないかなと、こんなふうに私は思うわけですね。

なぜそう思うかといふと、結局、こういう状況になつてきて、道路がどうなつていくかわからない。しかも、これからやっぱ本当に高速道路を必要とする地域というものは、これはやはり地方の団体も今までのように国に何でもおんぶに

だつことには僕はなつていかないと。これは我々地方で暮らす者も道路は必要だと言いがら、地方の自治体をとこまで説得していくか、住民にどこまで我々が理解を求めていくかというの、これはやっぱり一方で政治家としての責任として私は残つてくる問題であると思うんです。

それだけに、昨年のその法制化というか、そういう話の中で、道路公団が直轄事業をやつたら、今申し上げましたように、地元の負担要るからそんなこと反対せぬと地元も大変だといふようなことのいきさつがあったとか、そんな動きの中で何かこの直轄事業の話、この法制化の話が立ち消えになつていったというようなことも漏れ聞くわけなんですけれども、そういうこともやっぱそこにはあつたんですか。公団との話し合い、話し合いというか、そんな話し合いはしないでしょうけれども、その経過はどうなんですか。

○政府参考人(大石久和君) 端的に申し上げますと、今、先生がおっしゃつたような経緯なのではなくて、一万一千五百二十キロ、九千三百四十二キロを超える部分を直轄事業主体でやろうということになりますと、本則の考え方からいいますと国費一〇〇%で整備するということになるわけですが、現実のいろんな状況を考えますと、やはり国と地方が分担し合つて整備せざるを得ない。

例えば、高規格幹線道路の一般国道の自専道タイプ、B路線と言っているタイプでございまして、こういったものにつきましましては、国費七〇%、それから地方費三〇%、一般には三分の一が地方でございまして、そのような規格の高い道路については国の負担分を大きくしておりますが、一般高速自動車国道だからといって今直ちに一〇〇%国費というところになるかといふことになると、財政当局との関係等から見てもなかなか難しいということになれば、直轄で整備するということになると、この厳しい地方の財政状況の中でさらに地方に大きな負担がかかるのではないかと

いろいろな御心配がございまして、若干慎重に検討する必要があるのではないかということで検討を中断した、こういう経緯がございまして。

○大江廣弘君 そうしますと、結局こういう公団の今後もある程度具体化というか、熱しやすく冷めやすい国民性が今、小泉内閣を非常にたくさん支持されておるわけでありまして、この国民のまた移ろい気分がどうなるかわかりませんが、そういう中で今、総理はとにかく一つの方針を出されてやっています。

仮にこれが進んでいくとしまして、それじゃ、民営化になる、その中でどういう形で、先ほども言いますけれども、この地域がどれだけの道路を残されるかわかりませんが、例えば残された地域が国に対してこれやってくれよ、直轄でいいからやってくれよということも僕は出てくると思ふ。

そのときに、私が局長が立派だと申し上げたのは、やはり地方の負担というものを、地方は大変だけれども、それでもやっぱりこれからはプライオリティーの問題で、道路が大変だと思えば、地方もいろんな限られた予算の中で、いろんな予算を削ってでもやっぱり道路に投入しようかという、これはそういう話になってきて当然であるわけであって、そういうときに私は今からやっぱり、今一たん中断したと言いますけれども、今後きちっと直轄事業の形で高速道路をつくり続けていくんだということをもうそろそろ僕はきちっと明確に出すべきであるかと思うんですが、そこらはどうですか。

○政府参考人(大石久和君) 確かに、先生御指摘のように、昨年の経緯の中でも、地方が負担してでも高速自動車国道の整備を急ぎたいので、私どもの県としては負担することは考えるといったようなことをおっしゃっていただいた知事がおられる県もございました。

今回、この十一月の二十七日にまとめられました「先行七法人の改革の方向性について」の中でも、新たな組織により建設する路線の議論は別と

いたしまして、「その他の路線の建設、例えば、直轄方式による建設は毎年度の予算編成で検討する。」というように書かれたところでございまして、直轄方式による建設方式が、一つの例でございまして、明示されたわけでございまして。

我々は、いずれにせよ、最小国費で最大の効果と申しますか、そういうった道路整備手法を目指すべきだと考えておられて、従来の整備手法にあわせてこのような方式をより国民負担の小さい方法で整備するということを模索したいと考えてございまして。これはこの方針が示された直後でございまして、これからの議論でございまして、国土交通省において鋭意その整備の手法について煮詰めていきたいと考えております。

○大江廣弘君 もう時間がありません。

大臣、いろんな状況の中で、また再度、大臣にしっかりと私に言っているわよと怒られるかも知れませんが、何かまだ不透明なこの第三者機関。私は、あり方態でも、どうもこの委員のメンバーが、都会の方、あるいは余り地方の田舎の考え、実態がわからない方が何か名前だけ羅列して、見場はいいんですけれども、それじゃ実態はどうかといひますと、なかなか地方の苦しみをどこまでわかっていたかという人が入ってこないように思います。それだけに、総理の専断事項で人事権もありまされども、どうかひとつ、大臣、そういう第三者機関、もう少し地方の意見が反映できるような人選になれるように、意見の言えるところぎりぎりまでひとつ言っていたらいい。

田名部先生が水をこぼして早くやめろということとの御示唆だと思っておりますので、これを要望して、終わりにさせていただきます。

○田名部匡省君 最初に安倍官房副長官にお願いいたします。

思い起こすと、私の生みの親は、副大臣もそうですけれども、福田赳夫先生で、育ての親があなたのお父さんの安倍晋太郎先生でした。ちょうどアフガンでいろいろ問題が起きていますけれども、

も、当時、安倍外務大臣の随行であなたと一緒に、野上徹代議士と一緒にイラン・イラク戦争のさなかに行きました。いろいろ御苦労はあると思いますが、一生懸命頑張っていたきたい、こう思います。

きょうは、小泉総理が道路四公団にかわる新たな組織及びその採算性の確保については内閣に置く第三者機関をつくって検討したいとしておりますが、この人選についてもマスコミを通じて利害関係者による綱引きが始まっているとか、いろいろ出ておりますけれども、私は一番大事なのは人選の問題だと思ふ。かつての国鉄再建監理委員会のように権威のあるものにしていただきたい。そして、利害関係者は除く、本家の専門家で公平公正に国民のためにきちっとしたものを、そういうふうな人選をぜひやっていただきたいと思ひます。

今まさに、これは将来の日本をかけてみんなは今乗り切ろうとしているときですから、どうぞお父上をしのぐ政治家として、これはもうあなたがこれをやるかどうかにかかっていますから、その考えと決意を述べていただきたい。

○内閣官房副長官(安倍晋三君) 大変私が尊敬しております田名部先生から御激励をいただきました。大変恐縮をいたしておる次第でございます。

今、先生が御指摘になりました国鉄改革時におきまして、当時、田名部先生は大変な御苦労をされたわけでございまして。また、官澤内閣当時の農林水産大臣として、ウルグアイ・ラウンドを控え、農林水産業の改革に取り組まれた、そうした御経験からの貴重な御指摘だと、このように思ふわけでございまして、いわゆる先行七法人につきましましては、先日公表いたしました先行七法人の改革の方向性におきまして実質的な結論を得たところでございまして、日本道路公団等の道路四公団につきましましては、四公団にかわる新たな組織、またその採算性の確保につきましまして内閣に置きま

す第三者機関において一体として検討するという方針を明確にいたしました次第でございまして。

この人選に当たりましては、やはり公平な方々を集める、そしてそこで英知を結集するということが極めて重要でございまして。ただいま先生の御指摘を重く受けとめまして、公平公正な審議ができるよう、人選に当たっては十分に留意をしておかなければいけない、このように考えているところでございまして。その中で、できる限り速やかに設置できるよう、今後人選を進めてまいりたいということでございまして。

どうぞまた御指導をよろしくお願いを申し上げます。

○田名部匡省君 この数日、いろんな議論を聞いていまして、基本がしっかりとっていないんです。何のためにこれをやるのかと。ここなんです。

もう国民が大変な経済不況の中で困っているときに、このままやり続けていいののか。私は何回も言うでしょう、少子化で子供は生まれていないですよということを考えると、これはもうやらざるを得ない。

しかも、住宅公庫のローンが可能なのは、さっきもいろいろ議論しておたけれども、長期、固定、低利を国民の税金で穴埋めをしてやっているだけの話であって、全部国民の負担ですよ。だから、こういうことをやるかどうかというのは、これからですよ。だから、民間の金融機関も呼んで、どういうことならばやれるか、やれる方法を見つけないといけないのが大事なことで、はなからこれだとこっちは困る、あつちが困ると、それじゃ、富樫さんのようにほとんど国民の負担で何でもやれということがいけないんですかという問題も私はあると思う。ですから、その辺の議論をもっともつとして、やってほしい。

特に、負担している中には、私のところにもたくさんおります。雨漏りして、屋根の修理したり、ちよつともう家は曲がっても我慢して、一生懸命働いているという人たちが税金を納めている。その中で、片一方の方は低利の融資を受けて、そうして家を建てている。

最近、学者や専門家の中でも、無理してまで中低所得者に家を持たせるべきかという意見もあるんですね。特に、住宅公団ばかりではなくて、地方にも住宅公社とか市営住宅、町営住宅、いろんなものを作って、あれはもつと質のいいものを建てれば、私はもつと活用されるだろうと思う。特に若い人たちは将来設計も何にもない。三十代で家を建てたいとなると、子供は何人生まれるのか、教育費はどうなるのか、交際費はどうなるのか、そんなこと関係なしに家を建てて、そしてリストラで、不況で返済できなくなつて、それをまた住宅公団がかぶつて、その穴埋めはまた国民だと、こういうことですからね。そういう意見の人もおるといふのも、これはあながちおかしい意見だと私は思っていない。

特に、長期、固定、低利に引かれて、結果的には莫大な借金をして、債務を負つて何十年も元利支払いに追われる。そういうことを考えると、本当に今までのような住宅政策というのはいいかどうか。やるとすれば、これはアメリカあたりでももう減税ですよ。所得減税で、日本みたいなやり方をしているところは、あるかないかわかりませんが、これはだれかわかりますか。

○政府参考人(三沢真君) アメリカでは、先生御指摘のとおり、ローン利子所得控除制度という非常に充実した住宅税制がございます。これは、住宅ローンを返済される方の利子を全額、つまり頭打ちなしに、しかも全期間、例えば三十年借りていけば三十年という間全部、しかも二戸目の住宅も対象としていい、それから貸付金額も一億円という、非常に充実した税制があるというのは事実でございます。

○田名部匡省君 そこで、民間の金融機関から借りられない人の多くは恐らく税金を払っていない人たちが多くいます。ですから、国民の税金から利子補給を、十二年度でも五千二百億も、これは普通の人の負担でやるわけですからね。だから、そういうことを、不況の中でローン返済できない人は公庫分で、十年の十月、二万四千件、貸

し付け条件を変更したりいろいろ、もう払えなくなつておる人も随分多いようです。これは、十三年度上期で、この間、五千件、対前年度比で九百件とかというお答えいただきましたけれども、これはもつともつとふえると思うんです。このままの状況じゃ、どう思いますか、それを。

○政府参考人(三沢真君) この前申し上げました上半期で五千件というのは、住宅金融公庫でいわゆる返済困難な方についての特例措置ということと対応を行つておりますが、そういう方々についての数字でございます。

今後、やはり今も引き続き非常に厳しい状況にあるということから、今回の補正予算の中でも特例措置について期限を延長するというようなことも講じておりまして、その点はやはりこれから厳しい状況が続くだろうというふうに考えております。

○田名部匡省君 大臣、都市公団でも全国七十五万戸の公団住宅を賃貸しているんですね。それから、さっき言った県営とか市営とか、あるいは雇用促進事業団もやっている。余りばらばらばらばらやられて、雇用促進は入る人が限られていますからあいておるんですね、八戸あたりも。ですから、もう一遍ちゃんと見直して、そして立派なものにする。

私も家を建てました。今考えてみると、あと何十年も生きないのに失敗したなと思つて。どこかマンションに入つて、金持つて、子供に上げた方がよかつたかなと思つて、今考えているんですけども。だから、いろいろ頭を使つて何かやっているんじゃないんです、建てる方の人たちは。建つてからそんなことを思うのであつてね。

どうぞ、いずれにしても借地借家法の見直しで地代が、家賃は二、三割下がる。以上のことはこれは私は新聞で読んだんです。

経済評論家の金子太郎氏が、この人は大蔵省主計局に在籍して仕事に携わった人なんです。穴があれば入りたいたいの思いだと、自分がやったことを。そして、公庫の融資基準のおかげで一定の住

宅の質が確保されるという発想は官僚の発想そのものだ。パブルのころに持ち家政策に夢中になつて、何十万人の人たちが持ち家価格の暴落と元利の返済に苦しんでいることに反省し、遺憾の意を表明すべきだと、このあれでは結んでいるんです、この人は。これは大蔵省の前主計官だった人が。

ですから、多様な意見を聞いて、いずれにしても国民の負担をいかに減らすかということを考えていただきたい。けさもテレビでやっていましたよ。道路公団が二十七兆の赤字で、ファミリー企業が五十九社とか六十何社あつて、そつちの方がえらいもうけています。そして、交通事故を起こしてガードレール壊すと、あれ十本ぐらい壊れると、十本掛ける、何とか式というんです、あれ一万円ずつだ。民間でやると、十本壊れても一万円だというんです、全体を見る。それが公団がやると、一本壊すと一億円、二本壊すと二億円と、こうふえていくから倍になつちゃうと。

こういうファミリー企業というのはもう全く、これ大臣、一遍国民がわかりやすいように、情報がどういふことがどうなつていくかというのをこれわからぬと改革できませんよ。こういうことだからやるんだというのをやってみたら、これは相当変わると思う、意識が。国民の意識ですよ。

高速道路の話もあつたが、もう時間ですから、終わりますけれども。高速道路というのは、みんな行くんじゃないんです。八戸は一カ所が入つてくるだけで、その周りはただ高いところを通っているのを見ているだけです。おいたら地方の道路がみんな大切なことなんです。それをどうするか。それがあつて今の国道をもつと広げろといつたつて、広げられないとなつと、じゃ並行してもう一本つくるかと。

いろいろありますから、基本的には地方に財源を七割渡して陳情にさせないと。ばかみたいに大会開いて、あれ金かけてね。みんな県民や市民の金を使つて来ているんですから。そういうこと

をやらせないことがこれからの政治に私は求められていると思う。

後は、もつた七割はみんな考える。道路つくりましたから道路つくればいいし、介護施設をつくりたから介護施設をつくれればいい。地域の実情に応じてやらせるといふ発想、この基本をしっかりと持つて、みんな国会議員が本心に国民の負担をこれ以上求めない努力をしよう、この基本がしっかりとあれば大体同じ方向に行きますよ。そうでなくて、自分が得か損かやり始めたらこれは際限のない話になるんです。大臣、最後に意見をいただいて終わります。

○国務大臣(岡田豊君) たくさんおっしゃいましたので、どこにお答えしたいのか、時間が限られておりますので気にしておりますけれども、最初におっしゃつた住宅の問題、これは私、大変大きな問題であろうと思っておりますけれども、戦後日本が今日まで復興いたしましたために、少なくとも住宅金融公庫が果たしてきた役割、今までに千八百万戸、これは私は大きな役割を果たしたと思つております。現在でも五百五十万人の人たちがこれを利用していただいておりますので、特にそのことにしましては、今まで果たしてきた役割というものを勘案しながら何とか私は皆さんの夢を壊さないようにしたいというのが願ひでございます。少なくとも二〇〇〇年から二〇一五年まで計算をした人がいらつしやいますけれども、住宅金融公庫のローンを利用したと言つた人が八〇・五%あつたと言われるんですね。特に、先ほども申しましたけれども、少なくとも団塊のジュニアが三十代を迎えまして住宅を取得したいと、そういう希望を持っていますけれども、金融公庫がなくなつてしまふのであれば住宅を建てようという意欲が大体三九%計画を中止しなければいけないと、そういう予測もされております。ですから、私は、それにかわり得るものを何とか我々の責任で、私たちは国民の皆さんの夢を捨てない。また、今景気が疲弊しているところでございますので、住宅を建てるということでの景

氣浮揚というものは大変大きな役割を占めておりますので、この夢を壊さないということを私は一番最初に総理に申し上げましたので、それを堅持できるような方法を考えていきたいと思っております。それが一点。

二点目は、道路の話をなさいましたけれども、道路に關しましては、少なくとも私は国民の皆さん方にちゃんと日本じゅうのグランドデザインをお示ししている、これが基本的な数字でございまして、果たして、今、先生がおっしゃいましたように、数字は示しましたけれども、どの工事から先にするべきなのか、どこをつなぐことによって一番経済的にも、国民の皆さんにも、国際物流コストにも勝てるのかというようなことを一度これを見直そうということは、私は二十一世紀の初頭にとつては大事なことでと考えております。

けれども、今まで国民の多くの皆さんやマスコミあるいは週刊誌等々にも、とにかく日本道路公団のむだがあるではないかと。親ガメは赤だといひながら子ガメや孫ガメが一番もうかっているじゃないか、ファミリー企業がほとんど仕事をとっているじゃないかという御批判があり、私は、少なくともそういうことは是正していかなければいけないというのがこの二十一世紀だと思っております。

ですから、今、田名部先生が少しおっしゃいましたけれども、とにかく関連企業、ファミリー企業と言われるもの、この数というものは、少なくともその四業務の関連だけでも百六十三社、その中でファミリー企業が四十六社あると言われております。ましてその中で一番問題なのは、天下りが九〇％を占めていると言われるんですけれども、これも言ってみれば、国会の中で、私は役人が五十になったら肩たたきして、先ほども優秀だと言われた局長も、あなたが事務次官にならないんだつたらと肩たたきされて、五十過ぎでもう要らないと言われる今の制度は、やっぱり民間が六十五歳と言っているんなら、六十までは役人も給

料は抑えてもいられるよという人生設計までこれはさかのぼっていくわけでございまして、ですから、私は、九〇％も天下りしていることもいけなけれども、天下りをせざるを得ない今の制度も、二十一世紀、これを改革するというのも小泉内閣の大きな改革の原点だろうと思っております。先生の御意見も服膺して、ぜひ御協力をいただいて、新たな二十一世紀づくりぜひお知恵をいただきたいということを申し上げておきます。

○田名部匡省君 終わります。

○委員長(北澤俊美君) 本日の調査はこの程度にとどめます。

○委員長(北澤俊美君) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

提出者衆議院国土交通委員長赤松正雄君から趣旨説明を聴取いたします。赤松正雄君。

○衆議院議員(赤松正雄君) ただいま議題となりました法律案につきまして、提案の趣旨及びその内容を御説明申し上げます。

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律、いわゆるPFI法は、平成十一年七月に制定され、同年九月二十四日に施行されました。このPFI法の施行を受け、昨年三月には、PFI事業を進めるに当たつての基本的考え方や留意事項を示す基本方針が策定されるなど、PFIに関する制度上、実務上の枠組みが整備され、これに伴い、基本方針策定以降三十件を超える事業について実施方針が策定されるなどの進展が見られるところであります。

しかし、現行PFI法におきましては、法の対象とする公共施設等の管理者の範囲が、国においては各省庁の大臣に限定されており、また国有財産法及び地方自治法上、国または地方公共団体の行政財産は原則として貸し付けができないこととされております。

本案は、このような状況を踏まえ、PFI事業のなお一層の促進を図るため、現行PFI法につ

きまして所要の改正を行うとするもので、その主な内容は次のとおりであります。

第一に、公共施設等の管理者等の定義に、公共施設等の管理者である衆議院議長、参議院議長、最高裁判所長官及び会計検査院長を加えることとしております。

第二に、国または地方公共団体は、必要があると認めるときは、選定事業の用に供するため、行政財産を選定事業者に貸し付けることができることとしております。

第三に、国または地方公共団体は、選定事業者が一棟の建物の一部が当該選定事業に係る公共施設等である当該建物の全部または一部を所有しうとする場合において、必要があると認めるときは、行政財産である土地をその用途または目的を妨げない限度において当該選定事業者に貸し付けることができることとしております。

その他、所要の改正を行うこととしております。

以上が提案の趣旨及び主な内容であります。何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(北澤俊美君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前十一時四十七分散会

十一月二十八日本委員会に左の案件が付託された。

一、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案(案)

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案

等の促進に関する法律の一部を改正する法律

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成十一年法律第十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項第一号中「である大臣」を「である各省各庁の長(衆議院議長、参議院議長、最高裁判所長官、会計検査院長及び大臣をいう。以下同じ。）」に改める。

第四条第四項及び第五項中「関係行政機関の長」を「各省各庁の長」に改める。

第十一条の次に次の一条を加える。

(行政財産の貸付け)

第十一条の二 国は、必要があると認めるときは、国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第十八条第一項の規定にかかわらず、選定事業の用に供するため、行政財産(同法第三条第二項に規定する行政財産をいう。次項及び第三項において、同じ。)を選定事業者に貸し付けることができる。

2 前項に定めるもののほか、国は、選定事業者が一棟の建物の一部が当該選定事業に係る公共施設等である当該建物の全部又は一部を所有しうとする場合において、必要があると認めるときは、国有財産法第十八条第一項の規定にかかわらず、行政財産である土地を、その用途又は目的を妨げない限度において、当該選定事業者に貸し付けることができる。

3 前二項に定めるもののほか、国は、前項の規定により行政財産である土地の貸付けを受けた者が同項に規定する建物の一部を選定事業の終了後においても引き続き所有しようとする場合において、必要があると認めるときは、国有財産法第十八条第一項の規定にかかわらず、当該行政財産である土地を、その用途又は目的を妨げない限度において、その者に貸し付けることができる。

4 地方公共団体は、必要があると認めるときは、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)

第二百三十八条の四第一項の規定にかかわらず、選定事業の用に供するため、行政財産（同法第二百三十八条第三項に規定する行政財産をいう。次項及び第六項において同じ。）を選定事業者に貸し付けることができる。

5 前項に定めるもののほか、地方公共団体は、選定事業者が一棟の建物の一部が当該選定事業に係る公共施設等である当該建物の全部又は一部を所有しようとする場合において、必要があると認めるときは、地方自治法第二百三十八条の四第一項の規定にかかわらず、行政財産である土地を、その用途又は目的を妨げない限度において、当該選定事業者に貸し付けることができる。

6 前二項に定めるもののほか、地方公共団体は、前項の規定により行政財産である土地の貸付けを受けた者が同項に規定する建物の一部を選定事業の終了後においても引き続き所有しようとする場合において、必要があると認めるときは、地方自治法第二百三十八条の四第一項の規定にかかわらず、当該行政財産である土地を、その用途又は目的を妨げない限度において、その者に貸し付けることができる。

7 前各項の規定による貸付けについては、民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百四条並びに借地借家法（平成三年法律第九十号）第三条及び第四条の規定は、適用しない。

8 国有財産法第二十一条及び第二十三条から第二十五条までの規定は第一項から第三項までの規定による貸付けについて、地方自治法第二百三十八条の二第二項及び第二百三十八条の五第三項から第五項までの規定は第四項から第六項までの規定による貸付けについて、それぞれ準用する。

第十二条第一項中「昭和二十三年法律第七十三号」を削り、同条第二項中「昭和二十二年法律第六十七号」を削る。

第十六条第一項中「第十二条」を「第十一条の二」に改める。

附 則
この法律は、公布の日から施行する。

平成十三年十二月五日印刷

平成十三年十二月六日発行

参議院事務局

印刷者 財務省印刷局